３　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、三級の技能検定については、新規則第六十四条の四第三項に規定する者のほか、検定職種に関し、旧別表第八基準による長期養成課程、旧別表第八の二基準による短期養成課程若しくは旧別表第九基準による職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者又は旧別表第八基準による長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者とする。

４　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、基礎級の技能検定については、新規則第六十四条の五第三項に規定する者のほか、検定職種に関し、旧別表第八基準による長期養成課程、旧別表第八の二基準による短期養成課程若しくは旧別表第九基準による職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者又は旧別表第八基準による長期養成課程の指導員養成訓練を受けている者とする。

５　法第四十五条第三号の厚生労働省令で定める者は、単一等級の技能検定については、新規則第六十四条の六第三項に規定する者のほか、検定職種に関し、旧別表第八基準による長期養成課程、旧別表第八の二基準による短期養成課程又は旧別表第九基準による職種転換課程の指導員養成訓練を修了した者とする。

（技能検定に関する経過措置）

第九条　この省令の施行前に旧規則別表第十一の二の検定職種の欄に掲げる印章彫刻に係る技能検定に合格した者が受けることができる職業訓練指導員試験については、なお従前の例による。

２　この省令の施行前に旧規則別表第十二又は別表第十三の検定職種の欄に掲げる印章彫刻に係る技能検定に合格した者が法第五十条第一項の規定に基づき称することができる名称については、なお従前の例による。

（労働安全衛生規則の一部改正）

第十条　労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第四（第六十二条関係）	**別表第四**（第六十二条関係）
（略）	（略）
ガス溶接作業主任者免許	ガス溶接作業主任者免許
一　（略）	一　（略）
二　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第二十七条第一項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第八の五の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者	二　職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校が行う同法第二十七条第一項の指導員訓練のうち職業能力開発促進法施行規則別表第九の訓練科の欄に掲げる塑性加工科又は溶接科の訓練を修了した者
三　（略）	三　（略）
（略）	（略）

○厚生労働省令第六十二号

家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二十七条の規定に基づき、家内労働法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

家内労働法施行規則の一部を改正する省令

家内労働法施行規則（昭和四十五年労働省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（帳簿）	（帳簿）
第二十四条　（略）	**第二十四条**　（略）
２　委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から五年間当該帳簿を保存しなければならない。	２　委託者は、前項の帳簿に最後の記入をした日から三年間当該帳簿を保存しなければならない。
３　（略）	３　（略）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和二年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この省令の施行の日前に委託に関する契約を締結した場合における当該契約に係る家内労働法第二十七条の帳簿の保存期間については、この省令による改正後の家内労働法施行規則第二十四条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第六十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第九条第一項、第十八条第一項及び第二項、第二十三条の二の十五第一項及び第二項並びに第三十六条の二第一項の規定に基づき、放射性医薬品の製造及び取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信